

鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書



平成25年11月20日

鈴鹿市

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会

鈴鹿市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、鈴鹿市内において地震、風水害等による大規模な災害が発生した時（以下「災害発生時」という。）に、迅速かつ効率的に被災者に対する支援活動を行うことができるよう、甲と乙が相互に連携してボランティア活動を行う団体又は個人を受け入れるためのセンターを設置し、被災者等の生活安定に寄与することを目的とする。

（センター等の設置）

第2条 甲は乙と協議し、災害発生時の被災地域において、ボランティア活動による円滑な救援活動を実施する必要があると認められるときは、乙にセンターの設置を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から前項に規定する要請があったときは、速やかにセンターを設置するものとする。
- 3 乙は甲と協議し、著しく被害を受けた地域に、センターの現地事務所を設置する必要があると認められるときは、甲に現地事務所の設置を要請することができる。
- 4 甲は、乙から前項に規定する要請があったときは、速やかに現地事務所の設置場所を検討し、乙に提供するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するため最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

（連携及び協力）

- 第4条 甲及び乙は、センターの設置及び運営に関して相互に連携し、協力するものとする。
- 2 甲は、乙との連携を図るため、乙に担当職員を配置して連絡調整を行うものとする。

(センターの運営)

第5条 センターの運営は乙が行うものとする。

- 2 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。但し、乙は確保した人員では不足すると判断した場合は、甲に対し必要な人員の派遣を要請することができる。
- 3 甲は、前項に規定する要請を受けた場合には、乙に対して必要な人員を派遣するものとする。

(業務範囲)

第6条 センターは、現地におけるボランティアの活動拠点として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災住民のボランティアーズの収集・集約
- (2) ボランティアの受付、登録及び保険の加入手続き
- (3) ボランティア活動のコーディネート
- (4) ボランティア活動に必要な資機材等の貸与
- (5) ボランティア活動場所への移動手段の確保
- (6) ボランティアの健康管理及び安全確保
- (7) その他ボランティア活動の推進に関し必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目に関し、甲乙協議を行う。

(被災状況等の情報提供)

第7条 甲は、乙が被災状況等の情報提供を求めた場合は、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行うものとする。

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を、相互に協力して確保するものとする。

(救援物資の提供)

第9条 甲は、救援物資のうち、ボランティア活動等に必要な救援物資については乙に提供するものとする。

(費用負担)

第10条 第6条各号に規定する業務に関し、必要な費用負担は、甲乙協議の上決定するものとする。

(負傷及び事故の補償)

第11条 支援活動に参加したボランティアの負傷又はボランティアによる事故については、ボランティア自身が加入するボランティア活動保険の補償によるものとする。

(センター設置期間)

第12条 センターの設置期間は、被災住民のボランティアニーズの状況等を勘案し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から、第6条各号に規定する業務について備えるとともに、関係機関及び関係団体との間にネットワークを整備しておくものとする。

2 甲は、前項に定める乙の活動に関し、必要な範囲で支援を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 乙は、本協定にもとづき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会個人情報保護規程にもとづき、適切に管理するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自
その1通を保有する。

平成25年11月20日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

末松則子


乙 三重県鈴鹿市神戸地子町383-1

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
会長

南条和洋
